

どのように視覚障害者は読書環境を獲得してきたのか

—点字図書館、公立図書館、読書権運動の関係を中心として—

金 智 鉉

はじめに

図書館は社会のなかに置かれ社会的背景や変化の影響を受けるが、また図書館利用者からも影響を受ける。一例として、公立図書館サービスは戦前や戦時中は出版の統制や政府側の国民思想統制という意図の下で図書館サービスが行われ、戦争直後は社会教育機関として良書の提供に努めた。そして経済が発展し生活に余裕が出てくるようになり利用者の要求が多様化する時期には、利用者のニーズに応えるサービスを展開してきたのである。

一方、点字図書館は成立初期から視覚障害者に対してサービスを提供しているが、その始まりは点字図書を専門的に扱う機関の必要性を、視覚障害者自らが認識したことにある。視覚障害者は自発的にサービスの開始に関わり、点字図書の提供を行ってきた。また同時に、積極的に点字図書を利用してきたのである。

ところが、1970年に視覚障害者読書権保障協議会（視読協）による読書権運動が起こった。それまで点字図書館を利用してきた視覚障害者は、点字図書館では満たされない情報ニーズを公立図書館に向けて表出し、公立図書館を利用する権利と読書権を主張した。この運動は、図書館界において視覚障害者へのサービスの必要性を認識させ、またサービスのあり方について考えさせる契機となった。

読書権運動の起因に関連して疑問が浮かび上がる。なぜ視覚障害者の情報ニーズが公立図書館に対して表出されたのだろうか。しかしこの疑問を考える前に、視覚障害者が情報要求を表出するようになった状況について考えなければならない。それはどうしてそれまで点字図書館を利用してきた視覚障害者が、点字図書館だけでは満たされない情報ニーズを持つようになったのかということである。また視覚障害者はそういった新たな資料や情報を日本点字図書館に対して要求したものの、断られている。どうして日本点字図書館は視覚障害者の新たな情報ニーズに対応しなかったのだろうか。この2つの疑問を明らかにすることは、視覚障害者がさらなる資料や情報を求めて公立図書館に対して読書権を主張するようになった要因を探る重要なカギとなる。

ところで、読書権運動が起きた状況について言及している文献を見ると、共通して点字図書館を問題視している。いわゆる点字図書館の蔵書数の不足、偏った蔵書、利用者の情報ニーズに対応していないサービス、点字図書館職員の安易な態度や認識といったことである。しかし、読書権運動が起きた要因は、単に点字図書館の問題だけではないというのが本稿の立場である。ところが関連文献では一貫して、読書権運動の要因として視覚障害者の劣悪な読書環境の状況や点字図書館対応の不足のみを挙げていて、それ以外の要因については言及されていない。

よって本稿では、読書権運動が起きた根本的な要因を探ることを目的に、利用者のニーズと図

書館の対応という観点から考察したい。具体的には、第1章では点字図書館の成り立ちとその変遷を、利用者である視覚障害者のニーズという視点から見直す。第2章では読書権運動を展開していくなかで、視覚障害者が求めたのは何であったかを探る。第3章では、読書権運動の要因について、すでに示した2つの疑問、つまり視覚障害者のニーズと日本点字図書館の対応を中心に考察する。

第1章 視覚障害者のニーズと点字図書館の変遷

1) 視覚障害者のニーズと点字図書館の成立

日本における点字図書館は、その成立から視覚障害者自身の必要や要求を反映している。江戸時代に教育機関の普及やリテラシーの広まりによって普及した中上層農民や町民の読書活動(24, p. 13)を支えた書籍は、視覚障害者が利用できるものではなかった。しかしながら各地に図書館の設置が奨励され、その数が増加していくなかで、視覚障害者のための図書館の必要性が論じられるようになった。その最初は明治39年(1906)の『万朝報』に載っている山県五十雄の「日本現時の盲人社会」である。そこでは、「盲人用の点字書籍は出版されるのが少なく、高価で、且つ非常に嵩が高い、殆ど普通の書物の十数倍もある。此等の理由により、一般の盲人は多くの点字書を自宅に備へ置くことは困難である。そこで盲人用図書館の必要が生ずる」(31, p. 3)と点字図書館の必要性について述べた。つまり、点字図書が持つ短所、いわゆる高価で一般書よりも大きいため多くの空間を占めることから、個人が点字図書をたくさん保有することは難しく、よって点字図書を専門に扱う図書館が必要だと主張したのである。

点字図書館の必要性が理論的には認識されたものの、実際に点字図書館が成立したのは、中途失明者である加藤梅吉が収集・点訳した点字図書を寄託したことによるものであった。大正5年(1916)5月3日『東京朝日新聞』ではそのことについて、「在来点字に訳されて居た物と、氏が新に翻訳した鍼按術の書物、及び不如帰とか金色夜叉とか云ふ様な小説等の書物を混ぜると、既に二百冊にたっして居る。氏は之を東京市の図書館に備付けて貰ふやうに交渉したところ、東京市図書館の方でも大いに同情」と報じた。そして東京市本郷図書館に点字図書室が設置されたのである。

これは日本でできた最初の点字図書館であり、それ以降、盲人閲覧室や盲人図書館が次々と設けられ、一般の視覚障害者に読書を広める機能をするようになった。具体的には、1919年7月新潟県立図書館に盲人閲覧室、1927年石川県立図書館、1928年徳島県立図書館にそれぞれ点字文庫、1929年1月には鹿児島県立図書館に盲人閲覧室、9月には名古屋市立図書館、長野県立図書館で点字文庫が、また同年には神戸市立図書館でも点字文庫が設置されたのである(6, p. 107-108; 14, p. 35; 15, p. 166, p. 236; 20, p. 186-187)。これらの盲人閲覧室や点字文庫のサービスの内容は点字図書の提供が主であった。

当時の視覚障害者は、一般の図書館の増加や読書の普及と同じように、点字図書を専門的に扱う図書館の存在と、視覚障害者への読書(点字図書)の普及に対するニーズを持っていた。よって設立された初期の点字図書館に対しては、一般の図書館が行っている機能と同様の図書館的機能を要求し期待していたのである。そして初期の点字図書館が果たしていた機能もその期待に合致していた。例えば山県五十雄は、『万朝報』の記事で、英国の盲人用図書館について紹介し、「..

・盲人用点字書の貸出をする事を其目的となし、・・・」(31, p. 3) と、点字図書館の役割を示している。また大正5年5月3日の『東京朝日新聞』で加藤梅吉の点字図書寄付による盲人図書館設置の準備について報じている記事では、「尤も盲人は主に稼いで居る者が多く、何時客が来るか判らないため、図書館ができて、毎日わざわざ行って読書する者は割合少なく、大抵は書物をかりて行き、客待ちをして居る退屈防ぎに、コツコツ点字をたどって楽もうと云ふのだから、貸出が主となる訳である」と、点字図書館の役割について記している。また竹林熊彦は、「盲人ノ圖ニ來ルコト既ニ困難」であり、「故ニ盲人圖ハ、點字圖書ノ貸出ヲ主トスベキモノ」と記している(12, p. 49)。これらの理論から、初期の点字図書館の役割は、一般の視覚障害者が所蔵、保管することが困難な点字図書を点字図書館という場に集めて管理し、それを視覚障害者に貸出提供することであったといえる。

つまり点字図書館は、最初から視覚障害者の必要により図書館的機関として成立し、点字図書の管理、保管、製作、提供という機能を担当した。そうすることで読書環境が非常に乏しい視覚障害者に読書の機会を提供し、知的生活の向上に一翼を担ったのである。

2) 視覚障害者自身による点字図書館の設立

1920年代以降点字図書館が新設されていった中で、特に日本ライトハウスと日本点字図書館の設立は、現在においても視覚障害者の情報提供機関の2つの柱を成しているほど重要である。それだけではなく、この2つの館の設立もやはり、自ら必要性を感じ視覚障害者の文化を支え向上させることを意図した、視覚障害者自身によるものであったことに、大きな意義がある。

1917年早稲田大学在学中に失明した岩橋武夫は、1920年から1923年まで関西学院で学び、1925年から1928年までイギリスのエディンバラ大学に留学した。そこで彼は宗教哲学の修士学位を取得したほか、イギリスの進んだ盲人福祉について学び、またマザー夫人の「ライトハウス運動」に大なる共感を持ち、その実現を強く望んでいた。帰国後、関西学院専門部講師として宗教哲学・英文学を講じ、大阪市立盲学校で国語と英語を教えていたのだが、1935年10月15日に私財を主に篤志家の寄附をあおいでライトハウスを設立し、翌年4月に点字図書館を開館した(25, p. 5-21)。

ライトハウスの開館に至るまで岩橋は、1929(昭和4)年『社会事業研究』に「英国に於ける盲人社会立法」という題でイギリスの実態を報告し(17(2), p. 31-39; 17(3), p. 9-16; 17(4), p. 1-6; 17(6), p. 79-85; 17(7), p. 6-13; 17(9), p. 46-57; 17(12), p. 17-25に連載)、同年の6月4日に内務省社会局において行われたマザー夫人の講演を通訳し、その要旨を『暗室の王者』(1932)に掲載した(3, p. 272-287)。また、「盲界の革新のイデオロギーは、机上の空論ではなく、血と汗の果敢な実践あるのみである」と中央盲人福祉協会を批判した。その他、自分の蔵書を興味のある盲人の人びとに貸出し、自宅で集会を持って若い盲人たちを鼓舞したり、盲人エスペラント協会を設立して海外の盲人事情を学ぶよう誘導したりしたもの(25, p.19)、これらはあくまで個人的な領域での活動であった。ライトハウスの設立について岩橋は次のように語っているが、そこでは当時の視覚障害者のおかれた状況や社会事業の必要性を覗うことができる。

自分が柄にもなく書齋を出て社会事業に従事するのは、自分の内なる人が、闇にとりまかれて、経済的・思想的・職業的・教育的・文化的に、あらゆる意味から現代文化に取り残され、虐げられている人々のために働くことを決意させたからだ(11, p. 41)。

金：どのように視覚障害者は読書環境を獲得してきたのか

このようにしてライトハウスは、1,200冊の点字図書により本格的に点字図書製作・貸出事業を始めるものの、戦時中は大きな制約を受ける。1938年11月に社会事業法附則第2項により盲人社会事業と認められ、特にもっぱら失明軍人の更生援護につとめたのである(13, p. 232-233)。1937年4月にはアメリカからヘレン・ケラーが来日し各地で講演をするといった愛盲運動を展開して、障害者運動やライトハウスの活動に影響を与えた。しかしながら当時持ち込まれたトーキングブックは普及せず、点字図書館も一般を対象とする貸出図書館としてよりは盲人団体の自主活動や盲人保護事業として行われた(1, p. 117; 13, p. 233; 14, p. 237-238)。

ライトハウスがトーキングブックの製作・貸出事業を開始したのは1959年であり、1961年には厚生省から声の図書製作・貸出事業の委託を受けている。また1963年には厚生省から点字図書製作・貸出事業の委託を受けるようになり、再び図書館的事業が活発になった(25, p. 167)。

日本点字図書館を設立した本間一夫は5歳で失明し、1929年から1934年まで函館盲啞院で正規の教育課程を受けた。その間、函館にきた岩橋武夫と熊谷鉄太郎の講演を聴き大きな感銘を受けた。さらに好本督の著書で、ロンドンには世界一大きな点字図書館があって、その本棚を全部連ねると三マイル半(約5.6キロメートル)にもなると書いてある部分を読み、日本における点字図書館事業を決意したのである。この決意からも、当時の視覚障害者の読書環境の貧しさや視覚障害者にサービスする機関の不足を知ることができる(26, p. 4, p. 19, p. 28-31)。

「日本にはまだ点字図書館はない。あってもよいのではないか。こんな立派なやりがいのある仕事が、まだ残されている！」…(中略)点字の本の貧しさが、悲しいほどに強く身にこたえていただけに、「後から来る盲人のために、点字図書館づくりを私のライフ・ワークにしよう」という決心が次第に固められて参りました(26, p. 31-32)。

本間は点字図書館事業が進んでいたアメリカやイギリスの点字図書館を学ぶために英語を身につける目的で、1935年から1938年まで関西学院大学の英文科で勉強した。そして1940年11月10日、さまざまな支援や支え、励ましのなかで約700冊の点字図書と本棚4本を備えて、日本盲人図書館(後に日本点字図書館と改称)を開設し、視覚障害者に対して図書館事業を始めたのである。特に1941年以降太平洋戦争により増加した失明軍人の利用申し込みが相つぎ、点訳奉仕運動の発展と図書館施設の建設という、2つの具体的な形で事業が展開した。その後、盲学校の学生たちや盲人読者の要求と点字図書館の一部職員の涙ぐましい奮闘で1958年からはテープ・ライブラリー事業を始めた(26, p. 53-54, p. 64-65, p. 119-124)。そして厚生省から、1954年には点字図書貸出事業の委託を、1961年には日本ライトハウスと同様に、声の図書製作・貸出事業の委託を受け、点字図書と音訳図書の製作・貸出が点字図書館の基本的な事業として定着した(25, p. 166-167)。

以上の例をみてもわかるように、視覚障害者のための点字図書館事業の中心を担ったのは視覚障害者自身であった。もちろん事業を行うには多くのボランティアの助けや資金援助を受けているものの、事業の始まり自体は視覚障害者自らが必要性を認識したことである。それは、自らが利用者であり、利用者のニーズをよく理解していたから可能であった。

3) 視覚障害者のニーズからずれた点字図書館の変化

戦後、点字図書館の位置づけやそのサービスに大きく影響を与えた決定的な出来事があった。1949年12月に「身体障害者福祉法」が公布され翌年から施行されたことである。たとえ戦時中や戦争直後の点字図書館が失明軍人を中心にサービスを展開したとしても、点字図書館の機能は視

覚障害者に読書の機会を与え、智徳向上や盲人文化の向上に寄与するだけでなく、医学や衛生といった必要な専門知識も提供するという、いわゆる図書館的機能にあった。しかし図書館法に先立って制定された「身体障害者福祉法」で点字図書館は、視覚障害者のための「更生援護施設」（正確には更生援護施設の中の「視聴覚障害者情報提供施設」として定められ、のちに制定された図書館法では点字図書館についての言及は一切されなかった。

さらには名古屋市立図書館が述べているように、「市民全体にサービスすべき公共図書館としては、施設、経費に限りがある以上、多数の願望を優先せざるを得ず」（15, p. 236）、それまで公共図書館で行われていた点字図書室や視覚障害者サービスも予算上の限界や性格の違いを理由に切り離され、社会福祉事業としての点字図書館に改編された（15, p. 242；22, p. 25）。一方、点字図書館側では、それまで集中して行っていた図書館的業務に、視覚障害者の自立を支援する更生援護的業務が加わった。

「身体障害者福祉法」の制定で点字図書館が更生援護施設として定められ、図書館的機能に更生援護的機能が加わったことは、視覚障害者が要求したわけではなかった。もちろん視覚障害者は「身体障害者福祉法」の制定以前の段階で、「盲人福祉法」を実現させるために連合国軍総司令部、厚生省、国会に働きかけている。しかしここで求めているのは交通費割引、点字図書出版、税の減免、生業資金貸付といったことであった（25, p. 49）。特に点字図書出版に関しては、それを実現させ視覚障害者の読書資料を増やすことは、点字図書館の図書館的機能を前提とした要求と言える。その上、元々視覚障害者が点字図書館に求めているのは更生援護的機能ではなかった。しかしながら点字図書館はその図書館的機能よりも、視覚障害者にサービスしていることにより更生援護施設として位置づけられたのである。

既述のように、点字図書館成立以前に視覚障害者は自らの読書環境の貧弱さを認識し、必要性を実感して点字図書館を設立した。その結果、点字図書館の利用（貸出）は年を重ねるごとに増加した（26, p. 61, p. 76, p. 82, p. 94, p. 179を参照）。しかし1960年代になって視覚障害者がさらなる情報ニーズや情報獲得環境の劣悪さを認識した時には、その要求を自分たちが必要として作りあげた点字図書館にではなく、公立図書館に向けたのである。その背景には、点字図書館の更生援護施設という位置づけにより、点字図書館の図書館的機能が低下したことがある。つまり、点字図書館の本来的業務である図書館サービスが満足に遂行できていない状況で、図書館事業と直接関係のない更生援護的業務も担うようになったことが、点字図書館の図書館的機能の低下につながったといえる。

とはいうものの、視覚障害者の点字図書館に対する要求や期待が完全になくなったわけではない。点字図書館と公立図書館の蔵書の種類や提供するサービスに違いがあるため、利用者によってはそれぞれの図書館を必要に応じて利用している（10, p. 12）。また、点字図書館と公立図書館のさらなる違いについても認識している。位置づけについて点字図書館は更生援護施設、公立図書館は社会教育施設であり、点字図書館のサービスは「上からの奉仕」、公立図書館のサービスは「利用者の「権利」を守る責任と義務を果たす下からの奉仕」と把握している。また読書のことを点字図書館では「恩恵」、公立図書館では「権利」と捉えていることも認識している（10, p. 13）。

金：どのように視覚障害者は読書環境を獲得してきたのか

第2章 視覚障害者の情報要求の表出：読書権運動

1960年代以降、住民の図書館に対する意識が高まり、図書館活動も活発になっていく。そして1963年に日本図書館協会によって『中小都市における公共図書館の運営』（中小レポート）が発表された。そこには、「公共図書館の本質的な機能は、資料を求めるあらゆる人々やグループに対し、効果的にかつ無料で資料を提供する」と述べられた（17, p. 21）。また1970年には『市民の図書館』が刊行された。ここでは公共図書館の機能と役割を明らかにし、市町村立図書館の重要性、そして特に市立図書館がすべきサービスについて詳しく述べた。そして「公共図書館は、あらゆる人々にサービスする」（18, p. 10-11）ことを明確にした。しかし図書館のサービス対象である「あらゆる人びと」の中にいわゆる障害者、特に視覚障害者についての言及はまったくなかった。

いま1つの背景として1962年に出された「東京都の公共図書館総合計画」がある。1957年に近代的設備をほこる図書館として生まれ変わった東京都立日比谷図書館は、多くの利用者による行列の日常化や書庫収蔵能力の問題点をかかえていた。しかし日比谷図書館は都立図書館として都全域の都民を対象とするため単に一館だけでは問題の解決は不可能であった。そこでまず都全域にわたる総合計画をたて、そのなかで日比谷図書館の役割を明確にすることで問題の解決をはかったのである（16, p. 2）。この計画書の中でも日比谷図書館は都民への奉仕を目標としていることを明示している。

しかしながら視覚障害者の読書環境は点字図書館あるいは盲学校の点字図書館という範囲に限定されていた。特に勉学に励んだ視覚障害者の学生は、先輩の使用したテキスト類を譲り受けたり、自力でボランティア・グループを組織したり、有料点訳者・朗読者に資料製作を依頼するなどして最低限の学習書や専門書といった資料を確保していた（22, p. 26）。このような劣悪な状況で視覚障害者は、「あらゆる人びと」あるいは「すべての住民」にサービスするという公立図書館理念の矛盾に気づいたのである。市橋正晴は当時の疑問を次のように書いている。「晴眼者の友だちが利用している日比谷図書館や国会図書館が、同じ都民であり国民である私たちになぜ利用できないのか」（15, p. 86）。そして、視覚障害者自身やその関連団体は公立図書館に開放を要求したのである。

まず東京視力障害者の生活と権利を守る会（以下、東視協）は1968年、障害者の生活と権利を守る東京都民集会において、「日比谷図書館のテープによる解放」を要求したものの、「善処します」というきわめて機械的な回答があっただけで、その後1年間この要求は棚ざらしになった。そして1969年、日本盲大学生会とS・L（Student Library）事務局が「点字とテープによる解放」を要求しようとしていたので、三者で連絡会を作り、1969年11月から1970年3月にかけて数回の交渉を日比谷図書館と行った（8, p. 162）。その結果、1970年4月から録音朗読サービスとテストケースではあるが対面朗読サービスが開始されたのである。

視覚障害者による読書権運動はそれだけではなかった。1970年6月、日比谷図書館利用者の会、日比谷図書館朗読者の会、テープやまびこの会、点字あゆみの会といった4つの団体がさらに加わり、視覚障害者読書権保障協議会（以降「視読協」と略す）が結成された（9, p. 112）。視読協の活動は東京都や国立国会図書館、さらには図書館界にまで広がり、視覚障害者の読書や情報獲得環境、図書館サービスの必要性、視覚障害者サービスの理解とあり方といった内容に広がっ

ている。

東京都が都立図書館としての機能分担のために都立中央図書館を建設することを知った視読協は、都立中央図書館に対して要求の交渉を行った。1971年5月に、日比谷図書館が中央図書館の開館準備のため翌年の1年間視覚障害者サービスを休むという意向を示したのである。視覚障害利用者に対してピラを配布してサービスの継続を要求する運動を起こし、再度交渉をした結果、1972年10月の1か月間の休みでサービスの継続が決まった(8, p. 163)。

同年の12月には、教育庁成人教育課に日比谷関係予算に関する交渉を行った。「昭和47年度東京都予算に対する要請書」の内容は次のようなことであった。(1) 点訳及び朗読の奉仕者に対し、その労働にふさわしい正当な報酬を公費で保障すること。(2) 出版されている点字書と、その活字原本との価格差補給を公費で行うこと。当面そのための需要実態調査を行うこと。(3) 日比谷図書館での朗読者の報酬を時給600円にし、交通費も別途支給すること。(4) 中央図書館開館に際しては、視覚障害者のための朗読室に対し、事務職員の他に、専門の朗読職員を必ず配置すること。(5) 来年度日比谷図書館改築に際し、朗読室の増設を暫定的にしても実現すること(市橋光子「視読協報告」『点字あゆみの会会報』43, 1972, p. 10; 7, p. 37-39から再引用)。このなかで特に(1)と(2)の要求について話し合い、課長以下、担当者は注意深く聞いてくれたが、「まだアイデアの段階であり、行政にのせるにはかなりの曲折が予想される」と感想を話し、視読協の以後の課題として残された。その後も視読協は要請書や請願書等の提出、交渉といった働きかけを、都庁財務局主計部予算第一課長や都議会、都教育庁社会教育部、民生局、都民室、企画調整局に対して行った。このような働きかけが最終的に大きな進展につながったわけではないものの、図書館や視覚障害者関係機関だけでなく、より影響力のある上部に対して働きかけを行ったことで、視覚障害者サービスへの認識を拡げた意義は大きいであろう。

国立国会図書館に対しては1971年8月、図書館の総務課長と交渉を持ったものの、要求は全く受け入れられなかった(8, p. 163)。しかしこれをきっかけに、より一般の図書館関係者にアピールの必要性を認識した。そこで1971年の全国図書館大会(岐阜)で視読協は「視覚障害者の読書環境整備」を求めるアピール文を発表し、初めて障害者サービスの推進が決議された(21, p. 27)。このアピール文によると、「読書は人間の文化生活を維持発展させるための不可欠な条件であり、国及び地方公共団体が国民の人権を保障する義務があるとするならば、視覚障害者の読書する権利も当然保障していかなければならない。・・・図書館は図書資料を一般公衆の利用に供しする施設であり、視覚障害者も一般公衆として図書館を利用する権利を有する。・・・読書は日常的に続けられる、人間が文化生活を営む上での基本的行為で、・・・文化行政、社会教育行政(文部省所管)の範疇で、具体的には公共図書館を中心に行うべき・・・」なのである(9, p. 113-114)。さらに1972年の千葉大会では、「盲学生の勉学環境整備を」という題で、国会図書館と大学図書館の開放を訴えた文章の配布と5分間の趣旨説明の機会が与えられた(2, p. 125)。これをきっかけに、1975年10月から国立国会図書館が、全国の公共・大学・点字図書館を受付窓口にして、「学術文献録音サービス」を開始した(22, p. 27)。その他にも、1973年に東京の日野市立図書館、1974年に大阪府立夕陽ヶ丘図書館で、視覚障害者サービスを中心とした障害者サービスが開始されたのである(21, p. 16)。

以上のように、図書館の利用に対する権利意識は一般の利用者だけでなく、視覚障害者自身に

金：どのように視覚障害者は読書環境を獲得してきたのか

まで広がった。そして図書館側としても、障害者へのサービスは当然あらゆる人々へのサービスに含まれていなければならないことを明らかに認識したのである（19, p. 164）。このような認識は戦前にもあった。名古屋市立図書館の阪谷館長は点字文庫の開設について、「…（中略）申す迄モ無ク創立ノ當初ヨリ常ニ考ヘ來ツタ處」（27, p. 2）であると述べたのである。しかし図書館利用が権利であり、公立図書館のサービス対象として障害者あるいは視覚障害者が考慮されるべきであるという認識が普及しサービス概念が定着したのは、この時になってからである。

第3章 読書権運動の要因

1) 視覚障害者の新たな情報ニーズの発生

点字図書館は当初から視覚障害者自身の必要性により設立されたにもかかわらず、どうして視覚障害者は点字図書館のサービスに不満を抱くようになったのだろうか。それは点字図書館の利用者である視覚障害者自身の要求が変化し、初期の点字図書館のサービスにさらなるサービスを要求するようになったということである。この要因としては、就学義務化による視覚障害者の教育機会の拡大と、大学開放による視覚障害者の大学進学が考えられる。

日本における視覚障害者の教育については、明治初期から盲啞学校の設立の機運が醸成され盲児への教育が開始されているものの、制度的な基盤は「小学校令」の一連の改正および「盲学校及聾啞学校令」により徐々に整備された。まず1890年改正小学校令では盲啞学校の設置根拠が明示され、これを受けた文部省令による盲啞学校の教員資格、任用、教則、教科用図書等に関する規則が制定された。さらに1923年「盲学校及聾啞学校令」では盲学校と聾啞学校を分離し、それぞれの学校における教育の目的を明記、初等部と中等部を置く学校形態の盲・聾啞学校の設置を道府県に義務づけ、国庫補助の開始、教育経費に関する施策が具体化され、昭和初期には経済支援としての就学補助や設備補助制度が確立したのである（25, p. 212-213）。

とはいうものの、単なる設置義務の履行のため、1924年の時点で盲学校設置者の比率は私立が70%で圧倒的に多かった。その後道府県への公立化の移管が進行し、1944年には私立が27.3%に低下して、比率が逆転した。しかしながら就学義務はなかったため、盲学齢児の就学率は39%という低率であった（25, p. 213）。

視覚障害者の教育機会が保障・拡大されたのは、1948年盲ろう児童の就学が義務化されたことからである。1946年全国聾啞学校教員連盟が結成され、「盲・聾児の盲学校及び聾啞学校への就学を義務化すべし」ということを決議して文部大臣に要望書を提出し、盲学校関係者と相提携して就学義務制実施運動を展開した。さらにはアメリカ教育使節団による報告書でも、障害のある児童生徒の義務教育制度の必要性について記述している（29, p. 65；30, p. 6）。このようにして戦後の教育改革の1つとして盲・聾児等の就学義務制度が実施されるようになった。その後、1950年に盲学校および聾学校の就学義務に関する政令の公布（1954年学校教育法の改正により消滅）、1954年盲学校聾学校および養護学校への就学奨励に関する法律の公布（1を参照）、1956年度には9年の義務制が完成し（25, p. 215）、視覚障害者の教育普及が進むようになったのである。

一方、盲学校における教育内容は、1923年「盲学校及聾啞学校令」で示したとおり、普通教育と職業教育である。職業教育はいわゆる3療と言われるはり、きゅう、あんまを主な内容とした

「理療科」の教育であり、1972年の改正前までは別科2年制のあんま師養成と本科（3年）と専攻科（2年）の5年制のあんま、はり、きゅう師の養成課程が中心であった（25, p. 216）。また普通科教育は尋常小学校や中学校などに準じた教育課程が編成・実施され、盲学校用国定教科書の刊行や教育方法として直観教育の重視、教具の工夫活用などが盛んに行われた（25, p. 214）。

ところが、教育制度が整備され、その内容が充実されつつあったにもかかわらず、盲学校の高等部では教科書の問題があった。1955年10月に出された『盲学校教科書の実態（高等部に於ける）』では、教科書の不足、古い内容、高価なうえに全額自己負担という実情を明らかにしている（25, p. 225）。つまり盲学校高等部の普通教科の点字教科書はほとんどなく、あってもすでに何年も前に廃刊になっている高校教科書の点訳本であり、学習参考書の点字出版などは皆無に近かったのである（25, p. 234）。盲学校用教科書の編集発行について文部省がその体制を整備し始めたのは1954年以後のことであり、高等部用点字教科書出版促進のためアメリカから点字印刷機を購入してライトハウスに貸与しているものの、点字教科書の需要数は少なく、民間の点字出版所に出版の裁量が委ねられていたため、教科・科目によっては出版されていない点字教科書もあった（25, p. 227-228）。そこで1955年9月東京教育大学付属盲学校高等部の生徒は「全国盲学校生徒点字教科書問題改善促進協議会」（全点協）を組織し、点字教科書問題改善運動を開始したものの、結局1年後に全点協が解散してこの運動は終息となった（25, p. 235-238）。これは視覚障害者が点字図書館に向けて起こした要求運動ではないものの、この時点ですでに視覚障害者が自分たちのニーズを外部に表出したことが重要な点といえる。

視覚障害者の要求が変わったもう1つの要因としては、視覚障害者が教育普及の延長で大学に進学するようになったことが考えられる。その背景には、視覚障害者が大学に対して開放要求をし、それに対して大学が反応し、視覚障害者が試験や大学講義を受けれる環境が整い始めたこともある。

視覚障害者が大学で学んだ例は旧学制時代にもある。大正期に石松量蔵や熊谷鉄太郎、昭和の戦前期では岩橋武夫や本間一夫らがいた。しかし当時はまだ正式に点字受験は認められておらず、盲学校が一般の学制の枠外にあった時代、盲学校の中だけで教育を受けた視覚障害者には通常では大学進学は考えられないような状況であった。大学が視覚障害者に対して正式に門戸を開き始めたのは、戦後新しい教育制度が発足してまもない1949年である。この年同志社大学、早稲田大学、日本大学の3校が点字による入学試験を実施し、同志社大学文学部に2人、早稲田大学文学部に2人、同大学政経学部1人、そして日本大学法学部に1人が進学したのである。

視覚障害者の大学進学を促進するきっかけとなったのは、進学適性検査で点字受験が認められたことによる。1948年の第1回目の試験で、点字受験者の受験申し込みに対して大学と文部省は一度これを拒否したものの、「教育の機会均等」という新しい思想により受験が認められた。また1949年私立学校の門戸が開放され、1951年には国立の東京教育大学の開放が続いた。このようにして毎年少なくとも2～4人の視覚障害者が受験・進学をした。進学適性検査は1954年まで実施され、58人の視覚障害者が合格している。さらに1955年前後で大学合格・進学者数が2桁にまで上る年もあったほど、全国に視覚障害大学生が増加したのである（25, p. 274-275）。

このように視覚障害者の教育環境が変化し、視覚障害者は点字図書館成立初期当時にはその必要性すら認識されなかったさまざまな学習資料や情報を必要とするようになった。さらには盲大

学生の専攻は1人1人違い、教科書や参考書など共通して使えるものはほとんどない状態であった。しかし点字図書館には大学の授業で使うような教養書、学術専門書や学習書、語学テキストといった資料はほとんどなかったのである。

点字図書館で充足できない部分を補うため、視覚障害者は自ら図書館を作り上げた。それが1967年11月に結成された「盲学生図書館S・L」であった。これは関東地区の一般大学に学ぶ30人の盲学生で組織している日本盲大学生会が、いくつかの大学の点訳サークルの手を借りて運営していたもので、先輩や自分たちが使い終えた点字やテープの教科書や参考書をかき集め、ラベルを貼り、ブック・カードを書き、分類して、冊子体の目録を作って会員に配り、共同利用する文庫活動のようなものであった(15, p. 85)。そのうちS・Lは本格的な図書館づくりを目指して社会福祉事業振興会や日本点字図書館に助けを求めるものの、実現できなかった。それは、点字図書館は視覚障害者更生援護施設であり、この種の業務は文部省が行うべきであるという理由からであった(15, p. 86)。この理由が視覚障害者の読書環境を限定し、その広がりを防いであつたのである。

またこの時期は高度経済成長と都市化という激しい変化の中で、生活環境の改善の1つとして利用者から子ども文庫運動や図書館づくり住民運動、図書館への要求といった活動が起こされた。そして図書館利用が権利であるという認識が確立していった。そのような状況の中で、教育の普及、向上(大学進学)によって目覚めた視覚障害者も、それまで読む資料を提供してきた日本点字図書館に対してさらなる図書館的機能を要求するが受け入れられず、当時確立しつつあった図書館利用の権利を公立図書館に向けて要求する、読書権運動を始めたのである。

2) 点字図書館の限界

読書権運動が起きた背景として、利用者である視覚障害者のニーズが変化したにもかかわらず、点字図書館がそのニーズに対応しなかったという状況がある。その理由として、点字図書館が製作し所蔵する資料の絶対数の不足と内容的な偏り(15, p. 241)、そして更生援護施設としての恩恵的な立場が指摘されている(14, p. 40)。しかしより根本的な問題は、どうしてそのような状況が問題点として認識されるようになったのか、なぜ点字図書館は視覚障害者のニーズに対応しなかったのかである。それは、点字図書館の一貫した立場と視覚障害者の新たな情報ニーズとの間でずれが生じたからである。

初期の点字図書館は視覚障害者の必要によって成立したが、そのときの視覚障害者の必要は、一般家庭で所蔵することは難しい点字図書を専門的に扱う図書館の存在と、視覚障害者への読書(点字図書)の普及に対するニーズであった。点字図書館の目的について名古屋市立図書館の阪谷館長は、「不幸ナ盲人ノ方々ノ為ニ點字圖書ヲ備付ケテ其研究ト慰安ノ為ニ施設ス可キ事」を当然の役割とし、加えて「本市ノ盲人ノ方々ノ智徳向上」を希望している(27, p. 2-3)。日本点字図書館の目的も、「有益な点字図書をつくり、またこれを保管するとともに、主としてこれらを郵送によって貸出を行い、盲人文化の向上に寄与する」となっている(13, p. 228)。

その中でも特に日本点字図書館を設立した本間一夫は、点字の本の貧しさを認識し、点字図書の貸出による読書の普及を目指しているが(26, p. 31)、この立場はその後もずっと一貫している。例えばテープ・ライブラリーについては、「点字さえまだ完全ではないのに、テープに力を割くことになれば、どちらも中途半端になってしまう」といった職員の認識があつたものの、読

者の強い要望に応えようとして事業を始めている。これは点字図書と形態は異なるものの、点字が読めない視覚障害者に対して録音図書で読書を広めるといふ、点字図書館の目的には変わりがなかった。しかし視覚障害者が自らの情報ニーズを補うために作ったS・Lの本格的な図書館づくりを目指して日本点字図書館に助けを求めた時は、視覚障害者が新たに必要とした専門資料の提供については文部省管轄の公共図書館の仕事だとして(22, p. 26)、資料の提供を断っている。要するに利用者の一部である視覚障害者の新たな情報ニーズへの対応は、視覚障害者全体への読書普及という目的には合致しなかったといえる。

読書権運動発起の根本的な要因はここにある。公立図書館が利用者のニーズの変化に敏感に反応しそれに応えるために努力した場合と違って、日本点字図書館は成立初期からの視覚障害者の読書普及という目的を貫くために、一部の利用者の新たなニーズへの対応は断っている。そのうえ、更生援護施設としての点字図書館の法的な位置づけも、点字図書館の図書館的機能を制限する一要因となっている。

日本点字図書館が読書の普及という目的をここまで貫いている理由の1つは、点字図書の絶対数の不足であろう。いつの時期においても、一般図書に比べて絶対数の少ない点字図書の問題は、点字図書の製作だけに事業を集中しても解決しきれない。それは、1990年代以降点字図書館のネットワーク「てんやく広場」ができて点字図書館の蔵書の絶対数の少なさが指摘され(4, p. 3)、点字図書館の財政基盤が弱く、点字資料の購入もできない図書館が多くあり(5, p. 4)、さらには2004年という最近の文献においても資料製作の重複製作の問題点が指摘されている(28, p. 11)ことをみてもわかる。こうした解決しきれない問題を補うために、日本点字図書館はその事業目的を点字・録音図書の製作と普及に限定して機能してきたのである。

このように、利用者である視覚障害者の新たな情報ニーズとそれに対応せず一貫した目的で働いた日本点字図書館との間で生じたずれが、日本点字図書館の状況を問題点として認識させ、視覚障害者の要求を公立図書館に向かわせた要因となったのである。

おわりに

読書権運動の発起以降、点字図書館の問題点を指摘する文献が非常に多く見られる。それらの文献を見る限り点字図書館は多くの問題を抱えており、視覚障害者に役に立たないかのように思える。もちろん点字図書館に問題がないわけではない。しかし読書権運動の要因は点字図書館の問題以外にも存在する。それは視覚障害者へのサービスの中心的な役割を果たしていた日本点字図書館が貫いていた目的と、利用者である視覚障害者のニーズとのずれである。またこのようなずれが生じた理由は、義務教育による教育の普及や大学への進学といった視覚障害者の状況の変化とそれによる新たな情報ニーズに、日本点字図書館が一貫した目的意識とサービスのため対応しなかったからである。

視覚障害者の情報ニーズの表出であった読書権運動が点字図書館、公立図書館両方に与えた意味は大きいといえる。点字図書館にとって読書権運動は、あいまいになっていた点字図書館の機能について批判し、図書館としての機能を再考する機会を与えた。ここで図書館的機能とは、利用者のニーズに対応するということである。特に1980年代以降の点字図書館理論を観察するならば、もはや点字図書館はいわゆる「福祉的」施設ではなく、情報提供機関、視覚障害者サービス

金：どのように視覚障害者は読書環境を獲得してきたのか

に特化した一種の「専門図書館」であることを強調している (5, p. 9 ; 28, p. 9)。

それと同時に、読書権運動は公立図書館において障害者サービスの概念を定着させ、また視覚障害者サービスのあり方にも影響を与えた。つまり ボランティアによる無料奉仕から有料であるべきだという認識 (7, p. 25-26)、「障害者サービス」は図書館の当然の任務であるという意識 (23, p. 34) が普及、定着してきたのである。

<引用文献>

- 1) 池田敬正、土井洋一編 『日本社会福祉総合年表』京都：法律文化社、2000
- 2) 磯村英一・松浦総三編 『国立国会図書館の課題』東京：白石書店、1979
- 3) 岩橋武夫 『暗室の王者』大阪：日曜世界社、1932
- 4) 大橋由昌 「点字図書館のサービスに望むこと—利用者の視点から—」『視覚障害』131, 1994, p. 1-8
- 5) 加藤俊和 「点字情報ネットワークの新たな発展へ—「てんやく広場」の広がり—と点字図書館—」『視覚障害』143, 1996, p. 1-9
- 6) 河村宏 『図書館と国際障害者年—情報へのアクセスの平等を求めて—』東京：日本図書館協会、1982
- 7) 川村吉乃 『視覚障害者読書権保障協議会の成立に関する一考察』図書館情報大学卒業論文、1990
- 8) 視覚障害者読書権保障協議会 「視読協とその視覚障害者の読書環境のビジョン」『図書館界』24(4), 1972, p. 162-167
- 9) 視覚障害者読書権保障協議会 「視覚障害者の読書環境整備を」『図書館雑誌』66(3), 1972, p. 112-115
- 10) 瀬川三枝子 「「本の香り」の図書館づくりを」『点字図書館問題』第16号, 1984, p. 12-14
- 11) 関宏之 『岩橋武夫—義務ゆえの道行—』盲先覚者伝記シリーズno. 1, 東京：日本盲人福祉研究会、1983
- 12) 竹林熊彦 「点字図書と盲人図書館運動」『図書館研究』VI-1(21), 1933, p. 37-53
- 13) 竹林熊彦 『特殊図書館』東京・京都：蘭書房、1955
- 14) 点字図書館ハンドブック編集委員会編 『点字図書館ハンドブック』東京：日本盲人社会福祉施設協議会、1982
- 15) 図書館問題研究会編 『障害者と図書館—図書館奉仕の原点としての障害者サービス—』東京：ぶどう社、1981
- 16) 永井長雄 「東京都新設図書館建設構想の発端と経過」『ひびや・東京都立日比谷図書館報』8(1), 1965, p. 1-3
- 17) 日本図書館協会編 『中小都市における公共図書館の運営』東京：日本図書館協会、1963
- 18) 日本図書館協会編 『市民の図書館』東京：日本図書館協会、1970
- 19) 日本図書館協会編 『市民の図書館—増補版』東京：日本図書館協会、1976
- 20) 日本図書館協会障害者サービス委員会編 『としょかんサービスこれからの課題—障害者と読書権—』東京：日本図書館協会、1984
- 21) 日本図書館協会障害者サービス委員会編 『すべての人に図書館サービスを—障害者サービス入門—』東京：日本図書館協会、1995
- 22) 日本図書館協会障害者サービス委員会編 『障害者サービス』東京：日本図書館協会、1996
- 23) 日本図書館協会図書館政策特別委員会編 『公立図書館の任務と目標 解説 増補版』東京：日本図書館協会、1995
- 24) 日本図書館協会図書館ハンドブック編集委員会編 『図書館ハンドブック第6版』東京：日本図書館協会、2005
- 25) 日本ライトハウス21世紀研究会編 『わが国の障害者福祉とヘレン・ケラー—自立と社会参加を日

指した歩みと展望―』東京：教育出版，2002

- 26) 本間一夫 『指と耳で読む―日本点字図書館と私―』東京：岩波書店，1980
- 27) 間宮不二雄 「公共圏と点字文庫―名古屋市立圏点字文庫ノ状況」『圏研究』III-1(9)，1930，p. 1-25
- 28) 水谷昌史 「これで良いのか？点字図書館」『視覚障害』196，2004，p. 8-17
- 29) 村井実 『アメリカ教育使節団報告書 全訳解説』東京：講談社，1979
- 30) 文部省 『第二次訪日アメリカ教育使節団報告書（仮訳）』東京：文部省，1950
- 31) 山県五十雄 「日本現時の盲人社会」『万朝報』第四千六百八十號、1906. 9. 6，p. 3

(生涯教育学講座 博士後期課程3回生)

(受稿2005年9月9日、改稿2005年11月28日、受理2005年12月8日)

金：どのように視覚障害者は読書環境を獲得してきたのか

The Blind and Their Reading Environments: A Historical Survey

KIM Ji Hyun

This research examines the causes behind the Reading Rights Movement by the Blind. Two problems for the movement exist. The first problem is the fact that the Blind have expressed their preference for information needs to the public libraries instead of the Braille libraries. The other problem is that Braille libraries could not respond to their needs. One of the reasons for these two problems is the fact that information needs of the Blind have increased due to widespread adoption of and improved education for the Blind. The other reason is a gap exists between the services of Braille libraries and the information needs of the Blind.